

アニメ「食べちゃったっていいのにな！」の使用基準

(目的)

第1 この使用基準は、福島県産農林水産物等の魅力をPRする目的で広く活用してもらうため、アニメ「食べちゃったっていいのにな！」の動画を使用する場合の基準等を定める。

(定義)

第2 動画とは、次の各号に定めるものとし、使用に当たっては福島県が提供する動画データを使用する。

- (1)「食べちゃったっていいのにな！」 あんぽ柿のエステ
- (2)「食べちゃったっていいのにな！」 きゅうり・ばわーぐりーんのトゲトゲ頭
- (3)「食べちゃったっていいのにな！」 あかつきのシャーベット
- (4)「食べちゃったっていいのにな！」 なめこ N1号
- (5)「食べちゃったっていいのにな！」 天のつぶのつぶ立ちの話
- (6)「食べちゃったっていいのにな！」 私だって被りたい
- (7)「食べちゃったっていいのにな！」 なめこ転じてえのき！？デビュー
- (8)「食べちゃったっていいのにな！」 おいしい牛肉

2 第1項の動画は、日本語版のほか、(1)～(5)は、英語、フランス語、中国語(繁体字)、スペイン語、(6)～(8)は、英語、中国語(繁体字)の字幕版とする。

3 提供する動画データは、mp4形式又はdvd-video形式とする。

(使用条件)

第3 動画は、福島県産農林水産物等の魅力を広くPRする目的で使用する場合にのみ、その使用を認める。

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を認めない。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (3) 福島県のイメージ又は品位を傷つけるおそれがある場合
- (4) 特定の個人若しくは団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれのある場合
- (5) 動画の一部を切り取って加工する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる場合

(使用届出)

第4 動画を使用する場合は、事前に使用届出書(別記第1号様式)を知事に提出しなければ

ばならない。

- 2 使用届出書を提出した後で、届出内容と異なる使用をする場合は、使用変更届出書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（使用改善・取消）

第5 福島県が、動画について、上記第3の使用基準及び第4の使用届出を逸脱する使用を発見したときは、使用者に対し改善を求めることができる。

- 2 使用者が前項の改善の求めに応じない場合は、使用の取消を求めることができる。
- 3 使用者が前項の取消の求めに応じない場合は、基準を逸脱した使用例として、使用者に関する情報等を公表することができる。

（責任の制限）

第6 上記第5の使用取消により動画の使用者に損害が生じても、福島県はその責めを負わない。

- 2 動画の使用者が、その使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、福島県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（使用料）

第7 使用料は、原則として無料とする。

（使用期間）

第8 動画を使用できる期間は、使用届出書を提出した日の属する年度の3月31日までとする。

（その他）

第9 動画のデータは原則として、DVDで提供する。

（事務の所管）

第10 この使用基準に関する事務は、福島県農林水産部農産物流通課が所管する。

付則

この使用基準は、平成30年7月1日から施行する。

付則

この使用基準は、平成31年4月1日から施行する。